

平成28年度

事業計画

目 次

I. 基本方針	・・・	2～3
II. 各課の重要戦略	・・・	4～15
1 経営計画の推進と人材育成【総務課】	・・・	4～5
2 地域福祉活動の推進【福祉のまちづくり課】	・・・	5～9
3 多様な生活課題に対する相談・支援体制の強化【地域生活支援課】	・・・	9～11
4 専門性のある在宅福祉サービスの提供と充実【在宅福祉サービス課】	・・・	11～15
III. 事業別予算の内訳	・・・	16～21

平成28年度 松阪市社会福祉協議会事業計画

I. 基本方針

人口構造の高齢化、人口減少社会の到来、家族や地域社会の変容に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化する一方、措置から契約への移行、多用な事業主体の参入など、地域社会のみならず社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化しています。松阪市においても例外ではなく、家族からの支援を受けることが難しい老老介護世帯等も増加しており、介護保険等の制度では対応できない生活支援ニーズや孤立、生活困窮を背景とした深刻な生活課題が広がっています。

このようなニーズの変化を背景に、平成27年度介護保険制度改正では、医療と介護の一体的な展開、日常生活圏域に着目した地域包括ケアシステムの推進等が掲げられています。とりわけ在宅サービスについては、介護予防の一部を地域支援事業に移行することになり、住民主体の助け合い活動や生活支援サービスの拡充を図り、地域の実情に応じた支援体制を日常生活圏域に構築していくことが課題となっています。住民自身が「暮らし続けたいと思う地域」の姿を描き、様々な形で参画し、専門機関や自治体、企業等と協働して支えていく、地域の生活支援の仕組み作りが必要となります。このため松阪市社会福祉協議会は、これまで取り組んできた助け合い活動や住民参加型在宅福祉サービス等の実践を踏まえて、積極的な提案を行うとともに、その実現にむけて役割を發揮することが求められています。

こうした状況を踏まえ、介護サービス事業のみならず、住民との協働による相談・支援体制づくりや生活困窮者支援の展開、地域における総合的な権利擁護体制の構築についても、めざす住民主体の地域包括ケアシステムのなかに改めて位置づけ、社協らしい事業展開を図っていきます。また、国では社会福祉法人のあり方が示されており、地域における社会福祉協議会としての使命、社会福祉法人としての社会福祉協議会の役割を充分認識し、地域福祉と介護サービスや障がい者支援サービスなどの一体的提供を柱とした事業展開を進めていきます。

活動計画取り組み強化として、

<経営理念>

1. 住民参加・協働による福祉社会の実現

地域のあらゆる団体・組織との相互の理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現していきます。

2. 利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続していけるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現していきます。

3. 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、公的サービスを中心とするフォーマルな分野のサービスと、家族、近隣、ボランティアといったインフォーマルな分野のサービスを連携させ、総合的で効果的に展開される支援体制を整備していきます。

4. 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

住民、社会福祉関係者、行政、企業等と協働し、各地域に必要な独自の福祉サービスを創造していきます。

社会福祉協議会は、地域に開かれた組織として、以下の組織運営方針に基づき「地域福祉活動推進計画」、「第Ⅱ期経営計画」の着実な実施に向け、事業を展開していきます。

<組織運営方針>

1. 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに情報公開や説明責任を果たす
2. 事業の展開にあたって、住民参加を徹底する
3. 事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行う
4. 全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する

II. 各課の重要戦略

1. 経営計画の推進と人材育成【総務課】

職員に社会福祉協議会としての使命・経営理念・組織運営方針を再教育します。職員一人ひとりが社協に求められているもの、役割を認識することで、組織全体の強化と考え、社会福祉協議会としての活動を計画的に実施していきます。本年度は、三ヵ年計画である第Ⅱ期経営計画の最終年度です。経営計画の推進と共に、社会福祉法人制度改正等の社会情勢を踏まえて、第Ⅲ期経営計画の策定にも着手します。

法人の組織力強化のためには個々の職員が仕事を通じてやりがいを実感できる職場づくりが必要です。そのために、職員の自己実現の配慮を行い、多様な人材が個々の能力を発揮できる職場環境づくりに努めるとともに、「人材」から「人財」へと職員能力の開発及び人材育成に取り組みます。これらの要となるよう、昨年試行した人事考課制度も更に試行を繰り返し効果的に実施できるよう進めていきます。

また、活動内容を「見える形にする」ことでより多くの市民のみならず、諸団体或いは企業・法人が活動に参加・協力いただける社会福祉協議会を目指します。

松阪市社会福祉協議会の拠点である本所及び松阪支所の施設の老朽化が顕著になっている状況から、松阪市と移転等の計画の具体化にむけて協議を行っていきます。

(1) 組織体制の強化

①会務の運営

ア 役員会の開催

(ア) 理事会 (年5回)

(イ) 評議員会 (年4回)

イ 定期的な監査の実施 (年2回)

ウ 内部監査の実施 (年2回)

②安定した経営の実現

ア 適切な会計処理と予実管理

イ 経営の効率化と、コスト削減

ウ 基金の効率的な運用

エ 自主財源の確保

③経営計画の推進・改善

ア 経営戦略会議における進捗状況の把握

イ PDCA サイクルによる計画の推進と改善

ウ 計画スケジュールに沿った計画の遂行

エ 第Ⅲ期経営計画の策定

④総合調整

ア 各課、各支所及び事業所との連携による包括的な事業展開

イ 行政、企業、団体、自治会、住民協議会、地区福祉会との連携強化

ウ 住民との協働

エ 近隣社協、他法人との連携強化

(2) 社協活動体制の強化

①社協会員制度の推進

- ア 会費の使い道についての明確化
- イ 住民会員制度についての分かりやすい周知

②社協活動のPR

- ア 社会福祉協議会の役割や活動の周知
- イ 市民参加を促進するための広報活動（「社協だより」年6回発行）
- ウ 社会福祉大会・福祉フェスティバルの開催（福祉功労者の表彰、社協、ボランティア活動のPR）
- エ ホームページ、フェイスブックによる情報発信の強化
- オ 県社協との連携他、各種広報媒体を使った啓発活動の実施

(3) 人材育成

- ①人事考課制度の試行
- ②研修受講や資格取得をしやすい環境づくり
- ③継続的・段階的な職員研修の実施
- ④ファシリテーターの養成

(4) 福祉関係施設の管理運営

- ①指定管理施設の適正な運営及び利用の促進
 - ア ハートフルみくも 保健福祉センターの管理運営
 - イ ハートフルみくも スポーツ文化センターの管理運営
 - ウ 高齢者障害者福祉施設ふれあいセンターの管理運営
 - エ 飯南高齢者生活福祉センターの管理運営
 - オ 飯高高齢者生活福祉センターの管理運営
- ②社協施設の適正な運営及び利用の促進
 - ア 嬉野社会福祉センターの管理運営
 - イ 本所・松阪支所の移転等計画の具体化

2. 地域福祉活動の推進【福祉のまちづくり課】

住み慣れた地域で“誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり”を目標としています。
社協会費・赤い羽根共同募金・松阪市の補助金委託金を財源とし、地域担当制導入による小地域福祉活動推進を中心に関係機関や関連団体との関りを密にした地域福祉活動の事業展開と共に、過去5年間の評価・課題を整理し、社協のコミュニティワーク読本として“新 ibook”を策定します。さらに、一人ひとりが抱える生活課題の解決に向け、個別支援の各部門と協働を図り、新たな地域支援活動の構築に向けて地域に根ざした社協活動に取り組んでまいります。

(1) 小地域福祉活動推進事業

- ①地域福祉活動推進計画 ibook の推進（地域担当・地域支援員の活動）

- ア 地域福祉活動の推進(社協コミュニティワーク読本)“新 ibook”の策定
- イ 各小地域における福祉の現状・地域の活動状況・社会資源の情報等把握
- ウ 共同募金配分金事業との連携(助成金を活用した情報の提供並びに啓発)
- エ 地区福祉会・住民協議会事業への参画(地域計画の推進支援・地域の会議並びに地域の行事への積極的参加)
- オ 地域福祉計画実践プランの推進
 - (ア) 小地域福祉活動助成事業との連携
 - (イ) エリア別の地域連携サポートチーム会議の推進
 - (ウ) 住民協議会福祉関連への支援
 - (エ) 実践プラン中間報告書策定への協力(各地域の評価と目標・進捗状況の把握等)
- カ 地域包括支援センターとの連携推進(地域ケア会議への参画)
- キ 地域支えあい事業の継続(新たな小地域の取組み等)
- ク 防災訓練等地域応援活動(防災備品の貸出及びPR活動)
- ケ コミュニティソーシャルワーカー養成講座・実践研修への積極的な参加
- コ 定例地域担当会議の開催
- サ 記録管理システムの充実(地域担当活動による行動の記録化)
- シ 事例検討会の開催

②地域福祉活動計画事業(補助金事業)

- ア 小地域福祉活動助成との連携・協働活動
- イ 小地域福祉活動助成団体エリア別代表者会議の開催
- ウ 地域福祉計画実践プランにおける重点推進項目と関連性の高い小地域福祉活動助成メニューへの取組み強化

(2) 赤い羽根共同募金運動の推進

①地域を巻き込んだ募金活動の基盤強化(募金協力の参加者を増加する)

- ア 自治会を通じ、各世帯を対象とした戸別募金運動の推進(各連合自治会への積極的依頼及び未納自治会へ募金協力の呼びかけ強化)《戸別募金》
- イ 駅前及びスーパー等の人が集まる所を対象とした街頭募金運動の推進(募金のPR活動と受配団体・協力団体への呼びかけ等)《街頭募金》
- ウ 企業・事業所等を対象とした法人募金運動の展開(自治会・民児協を通じた募金協力者の呼びかけ徹底と新しい企業への周知)《法人・事業所募金》
- エ 企業・事業所・団体・官公庁の従業員等を対象とした職域募金運動の展開(募金協力範囲の拡大等)《職域募金》
- オ 児童・生徒等を対象とした学校募金運動の展開(学校を通じて共同募金の周知並びに学校内行事への募金活動への参画等)《学校募金》
- カ 各地域の行事・イベント等を対象とした新たな募金運動の展開(募金のPR活動と協力団体への参画等)《イベント募金》
- キ 新たな募金運動の展開として市内の寄附付き商品の開発・販売への取組み(松阪まちおもいプロジェクト)《新しい募金》
- ク 飲み物を購入すると同時に募金ができる赤い羽根自動販売機設置の取組み《赤い羽根自販機募金》

- ケ その他、団体からの募金、羽毛製品の回収による募金運動の展開（羽毛プロジェクト）
- ②募金配分金による事業の推進
- ア 情報の発信（社協広報誌年6回発行・ホームページ・フェイスブックの活用）
- イ 福祉並びに募金PR活動（社会福祉大会/福祉フェスティバル・共同募金のつどい・地域イベントへの参画）
- ウ 市民活動への助成（公開プレゼンテーション）
- エ 地域に開かれた居場所づくり（とのまちカフェ）における個別支援活動の取組み・出張カフェ事業の展開
- オ 地域福祉活動推進助成（地域計画・小地域福祉活動計画を基とした活動）
- カ 小地域福祉活動への助成（地区福祉会・住民協議会）
- キ 人材育成（身近な地域のつながりを深める講演会を通じた新たな人材の発掘と育成）
- ク 福祉教育推進（学校や地域と連携した福祉教育プログラムの実施）
- ケ 被災者等に対する支援活動（火災風水害見舞金・行路病人旅費）
- コ 障がい児者サポートブックの推進（つどい事業“手と手をつなぐ暖話会の開催）
- サ 障がい者事業所等の支援（パワーアップセミナー開催）
- シ 宅老所活動支援助成等（宅老所への支援助成・新規宅老所補助）
- ス 子育て支援活動助成（放課後児童クラブ・子育てサークル等）
- セ リフレッシュママの会（民児協主任児童委員部会へ助成）
- ソ 福祉関連団体への助成（老人クラブ・障がい者関係団体・母子寡婦福祉会・保護司会・更生保護女性の会等）
- タ 支所単独事業
- （ア）在宅介護者のつどい（松阪・嬉野・三雲・飯南・飯高）
- （イ）障がい者団体等への行事助成（松阪・三雲・飯南）
- （ウ）市街地循環バス支援（松阪・嬉野）
- （エ）子ども行事への助成（松阪・嬉野・三雲・飯南）
- （オ）ひとり暮らし高齢者のつどい（三雲）
- （カ）高齢者元気応援事業カラオケ交流（三雲）
- （キ）高齢者世帯のつどい（三雲・飯南）
- （ク）障がい児者施設地域交流会（嬉野）
- （ケ）障がい児者クリスマスパーティー（三雲）
- （コ）母子寡婦福祉会社会見学行事助成（三雲）
- （サ）福祉交流会（三雲）
- （シ）子どもの未来支援事業人形劇交流（三雲）
- （ス）卒園児・小学校新入学生等雨傘贈呈（三雲・飯高）
- （セ）いいないきいき夏祭り行事助成（飯南）
- （ソ）防災ネットワーク講演会・学習会（飯南）
- （タ）要援護高齢者世帯見守り活動（飯南）
- （チ）ふれあいサロン等交流事業（飯南）
- （ツ）保育園児との昔遊び交流会（飯南）

- (テ) 地区別世代間交流活動（飯高）
- (ト) 踊り・傾聴・人形劇・喜心ボランティア活動助成（飯高）
- (ナ) 子育て支援リフレッシュママの会行事助成（飯高）
- (ニ) 障がい者福祉団体交流会（飯高）
- (ヌ) 文化伝承交流事業飯高るた作成（飯高）

(3) ボランティアセンター事業

①ボランティア相談・活動支援体制の充実

- ア 相談機関としてのPR活動
- イ ボランティア団体の紹介
- ウ 活動希望者への支援

②ボランティアコーディネーターとしての資質向上

- ア 外部研修に参加しボランティアコーディネーターとしての『連携力』、『調整力』、『ニーズキャッチ力』を強化する
- イ 市内で積極的に活動している団体の把握と情報整理
- ウ 新規団体登録へ向けての広報
- エ 松阪・多気圏域ボランティア担当との勉強会

③ボランティア団体の活動しやすい体制づくり

- ア ボランティア連絡協議会との連携・協働
- イ 広報、ホームページをつかった情報発信
- ウ グッズや機材等の貸し出しによる活動支援
- エ 万が一の活動中の事故に備えた補償支援（1人あたり300円助成）
- オ 新たなボランティアの発掘

(ア) 各種講座を開催し、広く市民のボランティア活動参加を促進

㊦手話講座

㊦絵手紙ボランティア講座

(イ) 子どものころからボランティアに対しての意識を持ってもらうための場、また若者（高校生・大学生）にボランティア活動に触れる場の提供

㊦サマーボランティアスクール

(ウ) 福祉教育の一環として車椅子の援助方法や高齢者の疑似体験、視覚障がいの方の歩行支援方法などを教える

㊦福祉体験教室

(エ) 松阪市社会福祉大会・福祉フェスティバルへの参加・協力

④団体助成金事業

ア 市内で活動するボランティア団体に対し、活動の充実を図るための助成

⑤災害時の体制づくり

ア 研修会等への積極的な参加により、知識、技術を習得

イ 防災に関する講座の開催

(ア) 災害ボランティアセンターサポーター養成講座

(イ) 災害ボランティアセンターサポーターフォローアップ研修

ウ 松阪市危機管理室や福祉ささえあい課との連携強化

エ 災害ボランティアセンターの機能充実（被災者支援活動等）

⑥「ふれあい体育祭」の開催

- ア ボランティアと障がい児者との交流の場を提供
- イ 障がい者福祉への理解を図る

⑦被災者支援活動事業

- ア 被災地（大槌町等）との支援調整
- イ 近隣市町への被災者支援活動

(4) その他の福祉事業

①要援護（ひとり暮らし・ふたり暮らし等）高齢者福祉事業

- ア 弁当宅配サービス受託運営事業（嬉野・三雲・飯南・飯高）
- イ 緊急通報システム受託運営事業（調査のみ）

②高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防事業

- ア 高齢者ボランティアポイント受託運営事業
- イ ひとり暮らし高齢者のつどい（三雲）

③障がい児者福祉事業

- ア 障がい児地域スクール受託運営事業

(5) 福祉関連団体との連携

①団体事務局協働活動（事務局支援等）

- ア 民生委員児童委員協議会（嬉野・三雲・飯南・飯高）
- イ 地区福祉会（嬉野・飯南）
- ウ 保護司会・更生保護女性の会（松阪）
- エ 老人クラブ連合会（松阪・嬉野・三雲・飯南・飯高）
- オ 身体障害者福祉会（嬉野・三雲・飯南・飯高）
- カ 手をつなぐ親の会（三雲・飯南・飯高）
- キ 母子寡婦福祉会（松阪・嬉野・三雲）

②事業・行事への協力

- ア 老人クラブ文化講演会
- イ 松阪老連まつり
- ウ 手をつなぐ親の会運動会
- エ 母子寡婦福祉会総会等

3. 多様な生活課題に対する相談・支援体制の強化【地域生活支援課】

各種相談事業の体制整備や関係機関等との連携を強めることで、相談・支援体制の強化を図ります。各種相談事業のほか、平成27年9月より開始された地域後見サポート事業、今年度より開始される家計相談事業について普及啓発に努め、支援を必要とする地域住民の利用に結びつくよう取り組みます。

地域住民のさまざまな生活課題に対して、制度や対象者の枠組みに捉われることなく包括的な支援を心がけ、地域におけるセーフティネット機能の一層の充実を図ります。

(1) 総合相談事業

①各種相談事業

ア 相談事業の運営

(ア) 心配ごと相談

(イ) 法律相談

イ 相談所の利用促進を図るための広報活動強化

ウ 相談員の資質向上を図るため、研修会の開催

(2) 資金の貸付事業

①各種貸付事業

ア 貸付事業の運営

(ア) 生活福祉資金貸付事業

(イ) つなぎ資金貸付事業

(ウ) 育英基金の貸付事業(飯南地区のみ)

イ 相談員の資質向上を図るための研修を実施

ウ 松阪市福祉事務所との連携強化

エ 生活困窮者自立相談支援事業との連携

(3) 日常生活自立支援事業

利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行います。

①日常生活自立支援事業の円滑な運営と推進

ア 判断能力が不十分な人への福祉サービスの利用援助

イ 日常的な金銭管理

ウ 書類等預かりサービス

エ 職場外研修を活用し相談、支援の技術を高める

オ 松阪市障がいあゆみ課・福祉ささえあい課・高齢者支援課・介護保険課・保護課との連携強化

カ 三重県社会福祉協議会との連携

②利用者のスタイルや特性に合わせた支援

ア 生活相談への対応

イ 個々の障がい特性に合わせた援助

ウ 関係各機関との連携

③困難ケースへの対応

ア 困難ケースに関する検討会の開催

イ 関係各機関とのスムーズな連絡調整

④待機者の解消

ア 契約待機者の解消

イ 成年後見制度の利用促進

(4) 生活困窮者自立相談支援事業

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して支援を行う事業を実施します。

①自立相談支援事業

- ア 訪問支援（アウトリーチ）も含め、早期に支援を行う。
- イ 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口を設置。
- ウ 生活困窮者からの相談に対して、どのような支援が必要かを把握し、状況に応じ自立に向けた支援計画を作成する。
- エ 支援調整会議を開催し、作成した支援計画の確認や支援決定を行う。
- オ 生活困窮者の状況に応じ、住居確保給付金が必要とされる場合は、受付業務と決定後の相談支援を行う。（住居確保給付金の支給決定および支給は松阪市が実施）
- カ 生活困窮者の状況に応じ、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）等の斡旋を行うため、無料職業紹介事業の許可申請を行う。
- キ 地域ネットワークの強化・社会資源開発など地域づくりにも取り組む。

②家計相談支援事業（新規事業）

- ア 家計収支等に関する課題の評価・分析と相談者の状況に応じた支援計画の作成をする。
- イ 生活困窮者の家計の再建に向けたきめの細かい相談支援（公的制度の利用支援、家計表の作成等）を行う。
- ウ 必要に応じて、法テラス等の関係機関へのつなぎや貸付の斡旋等を行う。

(5) 地域成年後見サポート事業

成年後見制度の利用が必要な方の支援を行います。

①成年後見制度への取り組み

- ア 成年後見制度の情報提供と相談支援
- イ 広報・啓発

②法人後見事業

- ア 法人後見運営委員会の開催
- イ 市長申し立ての申込みに関する支援
- ウ 後見人（類型：後見・補佐・補助）を受任
- エ 専門職や関係機関との連携

③相談ネットワークの構築

- ア 他機関と連携強化、ネットワークの構築

4. 専門性のある在宅福祉サービスの提供と充実【在宅福祉サービス課】

団塊の世代が75歳以上となり医療・介護等の需要の急増が予想される2025（平成37）年をめどに、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けての取り組みが求められています。

「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう」介護サービスを提供し、支援できる体制を目指します。

業務の中から利用者のニーズを引き出し、独自のサービスを創意工夫していくことで質の向上に努めるとともに、業務マニュアルを周知徹底することにより業務の効率化、サービスの標準化を目指します。

また、介護技術に関する講座を実施することでより専門性を兼ね備えた福祉人材の育成、確保を目指します。

(1) 高齢者福祉サービス

①居宅介護支援事業

ア 利用者や家族の在宅における生活意向を考慮したケアプランの作成

イ ケアマネジメントの質の向上

(ア) ケアマネージャーの資質向上を図るため、研修会の開催

(イ) 認知症、精神、独居高齢者に関する知識や援助技術の習得

ウ 医療との連絡・連携

(ア) 入退院時をはじめ、医療機関などと利用者に関する情報共有

(イ) ケアマネ連絡協議会等の外部研修への積極的な参加

エ 地域包括支援センターとの連携

(ア) 介護予防に関する情報、利用者に関する情報の共有

(イ) 地域包括ケアシステムの推進

②訪問介護事業

ア サービス提供責任者の業務を明確にした、効率的・効果的な組織運営

イ 介護保険法令に基づいて、利用者・家族のニーズを尊重した介護サービス計画書の作成と、質の高いサービスの提供

ウ 介護技術の向上

(ア) 訪問介護員に対する研修、技術指導

エ 情報の共有化

(ア) 訪問介護員に対して具体的な援助目標や援助内容を示し、利用者の状態について情報を的確に伝達

オ 事務処理をはじめとする業務全般の改善とニーズの発掘

カ 地域包括ケアシステムの推進

③通所介護事業

ア 介護保険法令に基づいて、利用者・家族のニーズを尊重した介護サービス計画の作成と、質の高いサービスの提供

イ 利用者および家族、関係機関との連携強化

(ア) 利用者や家族の意向を尊重

ウ 職員の資質向上

(ア) 接遇技術や介護技術の向上だけでなく、利用者の思いに気づき、利用者に寄り添う介護を実践

(イ) 介護職員に対する研修、技術指導

(ウ) 個人情報の保護・管理の徹底

エ 緊急・災害時対応

(ア) 利用者の安全と二次災害の防止

(イ) 避難訓練の実施

オ 地域包括ケアシステムの推進

④認知症対応型共同生活介護事業

ア 入居者情報の管理、共有

(ア) 職員が入居者の心身の状態・情報を共有できるシステム作り

(イ) 入居者の体調管理、安全確保及び事故の防止

イ 個人を尊重する介護の提供

(ア) 入居者個人の状況・思いを大切にし、その人らしい生活の場を提供

(イ) 医療機関、関係機関との連携強化を図り、総合的なケアを提供

ウ 四季を感じることのできる生活空間を創造

(ア) 外出や地域との交流を実施

(イ) 季節に応じたレクリエーションを提供

エ 職員の資質向上について

(ア) 介護職員に対する研修、技術指導

(イ) 個人情報の保護・管理の徹底

⑤地域包括支援センター事業

ア 総合相談支援

(ア) 地域に住む高齢者の様々な相談を適切な機関、サービスへつなげ継続的な支援

イ 権利擁護

(ア) 当事者の適切な権利の行使

(イ) 予測し得る権利侵害の予防

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント

(ア) 高齢者が介護保険サービスをはじめとする様々なフォーマル・インフォーマルサービスを適切に利用し、自分らしい自立した生活を継続できるよう、医療機関・介護サービス事業者・行政等との連携を図り、地域において多職種の協働による包括的・継続的ケアマネジメントを推進します。

エ 介護予防の推進

(ア) 一般介護予防事業

(イ) 集いの場創出支援事業・介護予防いきいきサポーターフォローアップ事業

(ウ) 介護予防支援事業

自立支援につながる介護予防ケアマネジメントが実施できるように努めます。

オ 生活支援コーディネーターの配置

(ア) 平成 29 年からの新しい総合事業にむけて、地域のニーズ把握とネットワークの構築を行い、生活支援サービスの仕組みを整えていく。

カ 認知症地域支援推進員の配置

(ア) 「認知症になっても安心のまちづくり」「認知症の予防に努めるまちづくり」を推進する。

キ 介護予防支援事業所の運営

(2) 障がい者福祉サービス

①居宅介護事業

- ア サービス提供責任者の業務を明確にした、効率的・効果的な組織運営
- イ 利用者・家族のニーズを尊重した介護サービス計画書の作成と、質の高いサービスの提供
- ウ 介護技術の向上
 - (ア) 訪問介護員に対する研修、技術指導
- エ 情報の共有化
 - (ア) 訪問介護員に対して具体的な援助目標や援助内容を示し、利用者の状態について情報を的確に伝達
- オ 事務処理をはじめとする業務全般の改善とニーズの発掘

②生活介護事業

- ア 利用者・家族のニーズを尊重した個別支援計画書の作成と、障害者総合支援法に基づいて質の高いサービスの提供
 - (ア) 利用者や家族の意向を尊重
- イ 利用者および家族、関係機関との連携強化
 - (ア) 医療機関との連携強化
- ウ 職員の資質向上
 - (ア) 介護職員に対する研修、技術指導
 - (イ) 個人情報保護・管理の徹底
- エ 緊急・災害時対応
 - (ア) 利用者の安全と二次災害の防止
 - (イ) 避難訓練の実施

③就労継続支援B型事業

- ア 利用者・家族のニーズを尊重した個別支援計画書の作成と、障害者総合支援法に基づいた質の高いサービスの提供
- イ 利用者および家族、関係機関との連携強化
 - (ア) 利用者や家族の意向を尊重
- ウ 職員の資質向上
 - (ア) 介護技術や接遇技術の向上だけでなく、利用者の思いに気づき、利用者寄り添う支援を実践
 - (イ) 支援員に対する研修、技術指導
 - (ウ) 個人情報保護・管理の徹底
- エ 緊急・災害時対応
 - (ア) 利用者の安全と二次災害の防止
 - (イ) 避難訓練の実施

④日中一時支援事業

⑤外部サービス利用型共同生活援助事業

- ア 入居者情報の管理、共有
 - (ア) 職員が入居者の心身の状態・情報を共有できるシステム作り
 - (イ) 入居者の体調管理、安全確保及び事故の防止

イ 個々の状態に即した支援の提供

(ア) 入居者個人の状態を大切にし、個々の能力に応じた支援を提供

(イ) 外部から居宅介護の利用による、個々の身体状況に応じた支援の提供

(ウ) 医療機関、関係機関との連携強化を図り、総合的な支援を提供

ウ 日常生活訓練の実施

(ア) 入居者の状態に即した生活訓練計画を作成

エ 職員の資質向上について

(ア) 研修、技術指導

(イ) 個人情報の保護・管理の徹底

⑥短期入所事業

⑦障害者特定相談事業・障害児相談事業

ア 利用者及び家族の生活意向を考慮したサービス等利用計画の作成

イ ケースに応じたモニタリングの実施

ウ 関係機関との連絡・連携

エ 相談支援の質の向上

オ 相談支援専門員の資質向上を図るため、研修会に参加

(3) その他の福祉サービス

①福祉有償運送

ア 移動困難者への移動手段確保

イ 外出活動の支援

②生きがい活動支援通所サービス

③各種研修事業

ア 介護技術に関する講座開催

(ア) 介護職員初任者研修事業

イ 介護職員の確保

Ⅲ. 事業別予算の内訳

(単位 千円)

1. 法人運営部門	予算額
法人運営事業 理事会・評議員会を開催し、事業執行の決定を行うとともに、業務や財産の状況について把握し、適切な運営がなされているかチェックします。また、会員募集運動を強化し自主財源の確保を図ります。	278,696
職員研修事業 職員の資質向上の為、定期的に継続的・段階的な研修会を開催し、技術・組織力を高めます。また、外部研修を実施し他施設との関係強化を図ります。	2,833
社会福祉大会事業 社会福祉大会を開催し福祉の高揚と推進を図り、併せて福祉活動に対する協力者を表彰し、感謝の意を表します。	2,956
ふっきー広報事業 松阪市民や職員といったこれからのまちづくりを担っていく世代へ、ふっきーグッズの製作、ゆるキャラグランプリへのエントリー、松阪社協L i n e公式アカウントの取得とL i n eスタンプの作成(「友だち」登録してくれた市民の方へぬいぐるみペンプレゼント)等と通じてPRしていく。	627
デイサービスセンター借入償還金補助事業 嬉野デイサービスセンターの借入金償還に関する事務処理を行います。	10,083
社会福祉センター管理補助事業 嬉野社会福祉センターの管理運営を行います。	7,236
高齢者生活福祉センター事業 飯南・飯高高齢者生活福祉センターの管理運営を行います。	26,926
ふれあいセンター事業 飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンターの管理運営を行います。	12,040
ハートフルみくも保健福祉センター事業 ハートフルみくも保健福祉センターの管理運営を行います。	22,127
ハートフルみくもスポーツ文化センター事業 ハートフルみくもスポーツ文化センターの管理運営を行います。	27,341

2. 福祉のまちづくり部門	予算額
住民福祉活動事業 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民全体をとらえた地域福祉活動を推進する事業(地区福祉会・住民協議会等が実施する小地域福祉活動、福祉啓発イベント、地域交流会、当事者同士のつどい、とのまちカフェ、市民活動団体・関連福祉団体等の活動、情報提供等の広報活動、被災者等の見舞金)を支援します。43地区の地域福祉活動計画または地域計画に基づき、各地域で福祉活動の推進を図る自治会連合会・地区福祉会・まちづくり協議会等に対し、地域福祉活動推進のための助成事業及び地域の連携を図っていきます。また、小地域ごとに目指す暮らしたいまちに向け、コミュニティワーカーとしての	16,648

専門性を発揮していくための体制や具体的な取り組みをまとめた“新・ibook”を策定します。	
障がい者福祉活動事業 障がい者関係団体や当事者団体が行う活動に対し、より活発化及び円滑な運営を図っていただくために地域交流活動の取組み・行事助成を行い、障がい者福祉活動を支援していきます。	2, 117
高齢者福祉活動事業 高齢者の介護予防の一環として、また仲間づくりやふれあいなどを含めた地域交流や見守り活動を通じ、宅老所の活動支援や円滑な運営を図るための助成事業を実施し支援していきます。さらに小地域において要援護高齢者等に対し見守り活動や集い等の交流会を支援していきます。	2, 762
児童福祉活動事業 地域の子育てを支援する団体（放課後児童クラブ・子育てサークル等）及び小地域において子どもを中心とした事業を行う自治会や子ども会等に対し行事助成を行い、子育て支援していきます。また、小地域において主任児童委員・民生委員児童委員主体による子育て支援リフレッシュママの会の取組みに支援していきます。	6, 237
地域福祉教育推進事業 昨年度、作成した「福祉教育プログラム」を学校や地域（福祉施設等）に広め、福祉教育推進に取り組めます。	70
サポートブック推進事業 障がい児者支援のあり方を考えるつどい事業“手を手をつなぐ ^{だんわかい} 暖話会”を開催し、本人と周囲のコミュニケーションが豊かになることを目指していきます。	104
人材育成事業 身近な地域のつながりを深める講演会を通じて、助け合いのご近所づくりを支援します。	192
地域福祉活動計画事業（小地域福祉活動助成事業等） 市内の地区福祉会または住民協議会が小地域福祉活動を推進する運営・活動を支援します。また、地域福祉計画実践プランを意識した活動助成に取り組むことで、より効果的に継続して活動を進めていけるよう地域担当者と地域支援員が地域住民とともに計画の推進を支援します。 ○地域ふれあい活動 ○福祉啓発活動 ○災害時要援護者ネットワーク活動 ○要援護者等食事サービス ○地域福祉教育活動 ○在宅介護者のつどい ○小地域福祉活動連絡協議会の取組み強化	10, 037
ボランティアセンター事業 障がい児者とボランティアの交流を通じ、障がい者の社会参加支援と福祉の理解に努めるため“ふれあい体育祭”を開催します。 ボランティアスクール、手話教室などのボランティア活動の啓発を行っていくと共に、ボランティア活動をしたい人やボランティアを頼みたい人の相談に応じ、希望に合った活動と一緒に考え、探すなど団体・個人に対しコーディネートをすることにより活動の支援を行います。さらに、ボランティア活動に必要な様々な情報の収集・提供を行うことにより団体・個人が継続的に活動できるよう支援していきます。	6, 430

<p>松阪市ボランティア連絡協議会の登録グループ・個人ボランティアへの支援及び連絡調整を図り、充実したボランティア活動の推進を図っていきます。</p> <p>災害時等においてボランティアセンターを立ち上げた際に運営をサポートしていただける人材を養成し、並びにフォローアップに取り組めます。</p>	
<p>被災者支援事業</p> <p>災害時に市内・近隣市町や従来からの大槌町への被災者支援・復興支援活動として、直接支援・間接支援の企画運営に取り組めます。</p>	1
<p>緊急通報装置貸与事業</p> <p>一人暮らし高齢者等に対し在宅においての急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るために緊急通報装置を貸与する為の調査を行います。</p>	96
<p>ひとり暮らし老人のつどい事業</p> <p>ひとり暮らし高齢者の方々に交流の場を提供する事により、生きがいのある生活を送っていただきます。</p>	299
<p>配食サービス事業</p> <p>在宅高齢者のうち独居あるいは高齢者世帯の者について配食サービスを提供し、高齢者の健康増進と安否確認を行います。</p>	2,540
<p>生きがい活動支援通所受託事業</p> <p>介護保険法による要介護認定において「非該当」の方で、家で閉じこもりがちな高齢者に日常生活動作訓練、生きがい活動等のサービスを提供します。</p>	17,934
<p>障がい児地域スクール事業</p> <p>在宅で心身の発達が気になる児童又は障がいのある児童に対し、学校長期休業期間中等における日中の活動の場を確保することにより、その家族の介護負担の軽減と障がい児の日常生活能力と集団生活能力等の向上を図ります。</p> <p>地域の各市民センターの活用・地域でのボランティアに事業運営に携わっていただくことにより、地域における障がい児への理解を深めていただく機会とします。</p>	4,691
<p>みんなの居場所づくり事業</p> <p>みんなの居場所「とのまちカフェ」来所者の生活歴や趣味・特技、生活困難の要因について共感できる居場所となり、本人自身に負担なく、社会や地域とのつながりを共に探し構築していきます。</p>	90
<p>高齢者ボランティアポイント事業</p> <p>高齢者の社会参加と介護予防の推進を図るため、介護ボランティアポイント制度による“ささえさん”活動を支援していきます。</p>	2,640

3. 地域生活支援部門	予算額
<p>総合相談支援事業</p> <p>日常生活での困り事に関して、福祉相談員が親身になって相談に応じます。専任の相談員による心配ごと相談事業・法律相談事業を実施します。</p>	4,170
<p>生活福祉資金貸付事業</p> <p>収入が少なく必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯や、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者のいる世帯の生活安定、向上を図るための資金を貸付けます。</p>	636

つなぎ資金貸付事業		
生活保護世帯対象の方が、緊急に必要なになった資金（冠婚葬祭、帰省代の交通費、他急な生活費等）を市福祉事務所との連携により、資金を貸付けます。		2,200
育英基金貸付事業（飯南地域のみ実施）		
経済的理由により就学困難な者に対して就学の機会を広め、地域社会に貢献する有用な人材を育成するために奨学金を貸付けます。		13,621
日常生活自立支援事業		
認知症の方、物忘れのある高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行い、自立した生活がおくれるよう支援を行います。		28,549
生活困窮者自立相談支援事業	自立相談支援事業	
	生活困窮者の相談に対し、相談→アセスメント→支援計画→評価・見直しの流れに沿い、個々に応じた支援を行うことで自立した生活へつなげる。	15,786
	家計相談支援事業（新規）	
	家計収支全体の改善のため、家計管理に関する指導、貸付の斡旋などの支援を行います。	5,100
地域成年後見サポート事業		
高齢者や障がい者等の意思能力や生活状況に応じて成年後見制度を活用し、ご利用者の望む生活が送れるよう支援を行います。		724

4. 在宅福祉サービス部門		予算額
高齢者福祉事業		
地域包括支援センター事業	包括支援センター事業（第二、第三）	
	高齢者の方の総合相談窓口として、介護予防プログラム、サービスケアプランの作成、権利擁護、地域のネットワークづくりを行います。	75,977
	介護予防支援事業	
	利用者の様々な領域のアセスメントを行い、利用者・家族の意思・意欲を反映させた介護予防ケアプランを作成します。	12,958
	一般介護予防等事業	
	おおむね65歳以上の高齢者が、健康寿命の延伸に向けて早期から自身の生活の中で健康づくり、介護予防に取り組めるように推進します。 見守り隊のフォローアップ研修を充実し、認知症にやさしい地域づくりを行います。	15,087
介護保険認定調査事業		
要介護度を判定するために、認定調査員が申請者、家族と面接し、日常生活や問題行動の状況等を把握する調査を実施します。		22,178
居宅介護支援事業		
利用者に対して介護保険法令趣旨に従って、居宅介護サービス計画の作成を支援し、指定居宅の介護サービス等の提供が確保されるようサービス提供者との連絡調整その他の便宜を図ります。		147,832

訪問介護事業	訪問介護事業 利用者に対し介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常を営むことが出来るよう訪問型の介護サービスを提供します。	64,543
	高齢者自立支援ホームヘルプサービス事業 介護保険法による要介護認定において「非該当」の方で、日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、訪問型の介護サービスを提供します。	123
通所介護事業	通所介護事業 利用者に対し介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常を営むことが出来るよう通所型の介護サービスを提供します。	230,686
	生きがい活動支援通所事業 介護保険法による要介護認定において「非該当」の方で、家で閉じこもりがちな高齢者に日常生活動作訓練、生きがい活動等のサービスを提供します。	180
認知症対応型共同生活介護事業 利用者に対し介護保険法令の趣旨に従い、認知症の利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施設での共同生活介護サービスを提供します。		71,550
障がい者福祉事業		
生活介護事業 障がい者に対し総合支援法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常を営むことが出来るよう通所型の介護サービスを提供します。		34,957
居宅介護事業 障がい者に対し総合支援法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常を営むことが出来るよう訪問型の介護サービスを提供します。		20,049
同行援護事業 視覚障がい者の通院や買物など日常生活上必要不可欠な外出支援のサービスを提供することで利用者の自立を支援します。		
移動支援サービス事業 視覚障がい者以外の通院や買物など日常生活上必要不可欠な外出支援のサービスを提供することで利用者の自立を支援します。		34
共同生活援助事業	共同生活援助事業 障がい者に対し総合支援法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその地域において、その有する能力に応じ自立した日常を営むことが出来るよう施設での生活援助サービスを提供します。	20,791
	短期入所事業 在宅の知的障がい者が介護・支援を行う家族の方が疾病、その他の理由で一時的に介護が困難となった場合など、一定の期間を決め生活を支援するサービスを提供します。	4,033

指定相談支援事業	特定相談支援事業 障がい者の抱える課題を解決するために、適切なサービス等利用計画を提案し、関係機関と連携をとって支援します。	10,554	
	障がい児相談支援事業 障がい児、或いはその家族の抱える課題を解決するために、適切な障害児支援利用計画を提案し、関係機関と連携をとって支援します。		
障害者就労継続支援B型事業	障害者就労継続支援B型事業 就労または一般企業に雇用されることが困難な障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように就労の機会を提供するとともに、生産活動、生活訓練を通じ個々の能力を高めます。	60,198	
	請負事業 企業から軽作業を請負います。		
	販売事業 自主製品の製作、販売をおこないます。		630
	リサイクル事業 空き缶、古紙を回収し、リサイクル活動をおこないます。		27,844
多機能型事業 多様なサービスを複数提供する事業で、就労継続支援B型事業と、生活介護事業を行います。		48,383	
日中一時支援事業 家族等の就労支援及び、介護者の一時的な休息をとることを目的とし、日中において介護をする者がいない場合に障がい者（児）の一時預かりサービスを提供します。		1,337	
その他の在宅福祉事業			
福祉有償運送事業 交通弱者の通院に必要な不可欠な外出支援のサービスを有償で提供することで利用者の自立を促します。		16	
介護職員初任者研修事業 自宅で生活する高齢者や障がいのある方々の自立を助け、介護者の負担の軽減を図るため、在宅介護技術の習得・普及に必要な専門的知識・技術を有する訪問介護員の養成を図る場を提供します。		952	